

「健康宣言」助成事業実施要綱

令和7年3月26日制定
(一社)宮崎県トラック協会

(目的)

第1条 この要綱は、一般社団法人宮崎県トラック協会（以下「宮ト協」という）の会員事業者が全国健康保険協会宮崎支部（以下「協会けんぽ」という）と協調して積極的に社員の健康づくりに取り組むことで、健康課題の把握や健康づくり、運転者の確保・育成、生産性向上に寄与することを目的とする。

(助成対象事業者)

第2条 助成対象事業者は、宮崎県内に本社を置く会員事業者であり、指定された期間内に協会けんぽに対し「健康宣言」を行い6ヶ月間取り組みを行った会員事業者に対し、助成金を交付する。

ただし、前年度会費未納の事業者は助成対象外としない。

(助成金額)

第3条 助成金の交付額は、当該年度の予算範囲内において、1会員あたり**20,000円**を助成する。ただし、過去に同事業による助成金の交付を受けた会員事業者は助成対象外とする。

(助成金の申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする会員事業者は、宮ト協所定の様式「健康宣言助成申請書」に必要事項を記入押印の上、協会けんぽ健康宣言書の写しを添えて宮ト協へ申請する。

(助成金の交付)

第5条 宮ト協は、会員事業者からの前条による申請を受けた場合は、その内容を確認し適正と認めたときは会員事業者へ助成金の交付を行う。

ただし、書類の最終提出期限は令和8年3月17日とする。

また、助成金支払日に事業者が宮ト協の会員資格を喪失している場合は、助成金を支払わない。

(附 則)

本要綱は令和7年4月1日より施行する。